
プロジェクト **IFRS 解釈指針委員会**

項目 **【審議事項】IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 支配の再検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「支配の再検討（IFRS 第 10 号『連結財務諸表』（以下『IFRS 第 10 号』という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及びアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、当委員会事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

II. AP の概要

（要望書の背景及び概要）

2. 委員会は、投資先の管理文書（governing document）が修正された際に、企業が投資先に対する支配を継続して有しているかどうかを再検討すべきかどうかに関する要望書の提出を受けた。（AP5 第 1 項）
3. 要望書は、投資先の目的の設定及び設計に関与し、IFRS 第 10 号を適用して当該投資先を支配している企業について言及されている。要望書は、投資先の関連性のある活動並びにそれらの関連性のある活動に関連する当該企業及び他の当事者の権利の変化をもたらす可能性のある方法で投資先の管理文書が修正された際に、企業が投資先に対する支配を継続して有しているかどうかを再検討すべきかを質問している。（AP5 第 5 項）
4. 要望書に記載された事実パターンでは、ある企業が、他の関連のない受託者と共に信託を設立した。当該企業は、信託の目的の設定及び設計に関与していた。信託が設立された時点で、当該企業は IFRS 第 10 号を適用して、自らが信託を支配していると結論付けた。（AP5 第 6 項）
5. その後、信託証書が信託の関連性のある活動並びにそれらの関連性のある活動に関連する当該企業及び他の関連のない受託者の権利の変化をもたらす可能性のある方法で修正された。（AP5 第 7 項）

6. IFRS 第 10 号第 8 項は、企業に対し「支配の 3 要素のうち 1 つ以上に変化があったことを示す事実や状況がある場合には、投資先を支配しているかどうかを再検討する」ことを要求している。要望書は、IFRS 第 10 号第 8 項を適用して、当該企業が、信託証書の修正により信託を支配し続けているかどうかを再検討することが要求されるのかどうかを質問している。(AP5 第 8 項、第 9 項)

(情報要請からの発見事項)

7. IASB スタッフは、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) のメンバー、証券規制当局及び大手会計事務所に対して情報要請を送付したとしている。情報要請では次の質問についてインプットを求めたとされている。(AP5 第 11 項、第 12 項)
 - (1) 要望書に記載された事実パターン、すなわち、投資先が、投資先の関連性のある活動又は投資者の権利若しくはその両方を変化させる可能性のある方法で、信託証書や定款などの管理文書を修正又は差し替えることは一般的か。
 - (2) 投資先の管理文書が修正された際に支配を再検討するかどうかの決定において、類似の事実パターンを有する企業間で差異を観察したことがあるか。
 - (3) 投資先の管理文書が修正された際に支配を再検討するかどうかの決定において、類似の事実パターンを有する企業間で差異を観察したことがある場合、次の質問に回答されたい。
 - ① それらの差異の根本的な原因は何か。例えば、差異は投資先の管理文書の修正の性質に起因するものか、それとも IFRS 会計基準の関連する要求事項の解釈の差異に起因するものか。
 - ② それらの差異は広範囲にわたるものか。例えば、それらの差異はすべての法域及び業種において同様に存在しているか。あるいは特定の法域や業種においてのみ顕著か。後者の場合、それらの法域又は業種を特定されたい。
 - ③ それらの差異は、企業の財務諸表に重要性のある影響を及ぼしているか又は及ぼす可能性があるか。
8. IASB スタッフは、情報要請に対し 19 件の回答を受け取ったとされており、回答者の属性の内訳は次のとおりとされている。(AP5 第 13 項)
 - (1) 各国の会計基準設定主体から 9 件

- (2) 会計事務所から 6 件
 - (3) 証券規制当局のグループを代表する組織から 2 件
 - (4) 財務諸表作成者から 2 件（作成者を代表する委員会のメンバー1 名によるものを含む）
9. 「要望書に記載された事実パターンは一般的か」という質問に対し、回答者は次のとおり回答したとされている。（AP5 第 15 項）
- (1) 8 名の回答者（会計基準設定主体から 5 名、会計事務所から 2 名及び財務諸表作成者から 1 名）は、要望書に記載された事実パターンは一般的ではない又は稀にしか発生しないと回答した。
 - (2) 4 名の回答者（会計事務所から 2 名及び証券規制当局を代表する組織から 2 名）は、当該事実パターンが 1 つ又は 2 つの法域でのみ発生するのを観察したことがあると回答した。
 - (3) 2 名の回答者（会計基準設定主体）は、自国の法域において、要望書に記載された事実パターンが一般的かどうかについて利害関係者の意見が分かれていると回答した。
 - (4) 5 名の回答者（会計事務所から 2 名、会計基準設定主体から 2 名及び財務諸表作成者から 1 名）は、要望書に記載された事実パターンは実務で発生している又は一般的であると回答した。
10. 「支配を再検討するかどうかの決定において、差異を観察したことがあるか」という質問に対し、回答者は次のとおり回答したとされている。（AP5 第 16 項）
- (1) 前項(2)から(4)で言及された回答者（すなわち、事実パターンが一般的ではない又は稀であると回答した回答者以外のすべての回答者）のうち、1 名を除きすべての回答者が、要望書で記載されたように投資先の管理文書が修正された際に、支配を再検討するかどうかの決定において、同様の事実パターンを有する企業間で差異は観察されなかったと回答した。
 - (2) これらの回答者は、企業は、IFRS 第 10 号第 8 項を適用して、これらの状況において投資先の支配を再検討していると回答した。
 - (3) これらの回答者のうち極少数は、企業は IFRS 第 10 号第 8 項を適用して支配を再検討するものの、当該再検討に基づき、企業が投資先を支配しているかどうかという結

論は変わることもあれば、変わらないこともあると回答した。

11. 1名の回答者（財務諸表作成者）は、同様の事実パターンを有する企業間で支配を再検討するかどうかの決定において差異を観察したと回答したとされている。この回答者は、観察された差異の根本的な原因は、IFRS 第 10 号の要求事項の解釈の差異に起因しており、これらの差異は影響を受ける企業に重要性のある影響を及ぼす可能性があるとして述べたとされている。（AP5 第 17 項）

（IASB スタッフによる分析及び提案）

12. IASB スタッフは、情報要請からの発見事項に基づき、次のとおり分析している。（AP5 第 18 項及び第 19 項）
 - (1) すべての法域で一般的ではないものの、要望書に記載されたものと同様の事実パターンは発生しており、一部の法域では一般的である。
 - (2) しかしながら、情報要請の回答は、それらの状況において支配を再検討するかどうかの決定における多様性の証拠を提供していない。本資料第 10 項のとおり、1 名を除きすべての回答者が本論点に関する企業間の差異は観察されなかったと回答しており、これらの回答者は、IFRS 第 10 号第 8 項を適用して、企業は要望書に記載された事実パターンにおいて投資先の支配を再検討すると述べている。
 - (3) したがって、本論点が広がりのある影響を及ぼしているという証拠は得られておらず、特に要望書に記載された事実パターンに対する代替的な見解の適用は広まっていない。
13. 上記の理由から、IASB スタッフは、委員会が作業計画に基準設定プロジェクトを追加せず、代わりに、基準設定プロジェクトを追加しない理由を説明するアジェンダ決定（案）を公表することを提案している。（AP5 第 22 項）
14. なお、前項の IASB スタッフの提案では、情報要請から 2026 年 3 月の IFRS-IC 会議の開催日までに得られた証拠に基づいているとされており、本論点が一貫性のある影響を及ぼしているかどうかについて、異なる結論を導き得る追加的な証拠がある場合には、利害関係者はアジェンダ決定（案）にフィードバックを提供することで委員会にその証拠を共有する機会があるとされている。（AP 第 21 項）

III. 2026年3月のIFRS-IC会議の概要

15. IASB スタッフの分析及び提案については、出席した全員が同意した。
16. アジェンダ決定（案）のドラフトについては、主に、次のコメントがあったため、修正の検討を行うこととなった。
 - (1) 「支配の再検討に基づき、企業が投資先を支配しているかどうかという結論については、変わる場合もあれば変わらない場合もある」ということをアジェンダ決定（案）に記載してはどうか。
17. 前項に示された更新を行うことを前提として、出席した全員の賛成によりアジェンダ決定（案）が公表されることとなった。

IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

18. 前項を踏まえ、2026年3月27日に次のアジェンダ決定（案）が公表された。

支配の再検討（IFRS 第10号「連結財務諸表」） — アジェンダ・ペーパー5

2026年5月29日までコメントを募集

委員会は、IFRS 第10号の第8項に従って、企業は投資先の管理文書が修正される際に投資先に対する支配を保持するかどうかを再検討するかどうかを質問した要望書を受け取った。企業が投資先を支配しているかどうかについての企業の結論は、そのような再検討の結果として変化する場合も変化しない場合もある。

事実パターン

企業は、投資先が設立された際に投資先の目的及び設計に関与した。その時点で、企業は、IFRS 第10号を適用して、投資先を支配していると結論を下した。後日、投資先の管理文書は、投資先の関連性のある活動の変化のほか、その関連性のある活動に関する企業及び他の当事者の権利の変化を生じさせる可能性のある方法で修正された。

質 問

要望書は、IFRS 第10号の第8項を適用して、投資先の管理文書の修正が、投資先

に対する支配を保持しているかどうかの再検討を要求するかどうかを質問している。

発見事項

委員会が [これまでに] 収集した証拠により、要望書に記載された事実パターンにおいて、企業は投資先に対する支配を保持しているかどうかを再検討するかどうかの決定における多様性はないことが示された。フィードバックは、その事実パターンにおいて、企業は投資先に対する支配を保持しているかどうかを再検討することを示唆している。

結論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記述されている事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

以 上